



【旅費が支給されます】

九州魅力発信のための外国人モニター登録募集

九州各地を旅して、九州の魅力を海外の友人やSNSフォロワーに情報発信していただけます。

経済産業省では、熊本地震による韓国・中国・タイ・香港・台湾からの旅行者による消費の減少に対応するために、「九州地方の魅力発信による消費拡大事業」を実施いたします。

そこで、外国からの九州への旅行者と消費が増えるように、九州各地を旅してSNSで九州の魅力を情報発信する、外国人モニターを募集します。

募集人数

50名程度

(注) 定員になり次第、受付を終了します。

選考フロー

1次審査
7/13～7/27

2次審査
7/19～8/5

最終審査
7/25～8/10

登録決定
7/25～
8/10

1次審査

募集期間：

7月13日（水）～ 7月27日（水）

選考方法：

①テキスト・写真による記事（100文字程度）を作成し、SNSの個人アカウントへアップロードを行ってください。
なお、自己PRも交えながら、記事を作成してください。

記事テーマ：私が九州で訪れてみたい・食べてみたい・体験してみたいこと

その際、必ずハッシュタグ（#findkyushu）を使用し、母国語プラス英語または母国語プラス日本語にて作成してください。

SNSの種類については、広く公開されているSNSであれば種類は問いませんが、最も多いフォロワー等をもつSNSを推奨します。

②下記内容を記載の上、下記の送付先アドレスに送付してください。
なお、SNS記事は事務処理等実施機関が閲覧できるように、予め設定してください。

(記載内容)

ニックネーム、国籍、SNS上でテキスト・写真が掲載された記事のURL、メールアドレス。

(送付先アドレス) findkyushu@pasona.co.jp

事務処理等実施機関：(株)パソナ・細貝 宛て

結果について：2次選考会のご案内を、通過者にのみ、7月27日（水）までに順次連絡させていただきます。

Find Kyushu



2次審査

7月19日（火）～ 8月5日（金）

選考方法：応募申込書（自己PR）による審査

応募申込書は7月27日（水）までに1次審査通過者のみいただきましたメールアドレスに送付いたします。

最終審査

7月25日（月）～ 8月10日（水）

選考方法：対面またはSkype等の面接による審査

最終審査の結果、事務処理等実施機関が合格とした申請者については、モニター登録手続きを行います。登録の可否については、事務処理等実施機関から電子メールまたは電話により通知します。

モニター期間

8月1日（月）～9月30日（金）の間で、2泊3日～30日まで

モニター旅費

モニターに対する旅費は、「モニター旅費支出基準」に従い支給します。なお、モニター1名につき、帯同する12歳以下の家族1名についても同様とします。ただし、事務処理等実施機関が認める帯同に限ります

なお、旅費の内日当については、原則としてモニター活動終了後の支払となります。（滞在レポートの提出等が必要となります。）

※「モニター旅費支出基準」は登録決定者に後日配布いたします。

募集対象

下記すべての要件に該当する方

- (1) 原則として登録時点で満18歳以上の者
- (2) 韓国・中国・タイ・香港・台湾から一時的に日本に在住している者
- (3) 英語力（TOEIC800点程度以上もしくはTOEFL iBT89点以上）または日本語力（JLPT日本語能力試験N2程度以上）を有する者
- (4) 日本において就労可能な在留資格または、資格外活動許可を得ている者であって、原則として平成29年3月末まで日本に在住することが確実に見込まれる者
- (5) 健康保険に加入しており、旅行期間中に事務処理等実施機関が指定する旅行保険に加入できる者
- (6) 九州7県のいずれにおいても旅行することができる者
- (7) 食・物・体験（アクティビティ）等に関心が高い者
- (8) 個人で保有するSNSアカウントのフォロワー数が応募時点で200名以上ある者

注意事項

- (1)登録が必ずしもモニターとしての活動等を確約するものではありません。
- (2)モニターに対する旅費については、「モニター旅費支出基準」に従って支給いたします。
- (3)モニター活動にあたり事前に研修会にご参加いただきます。

※本事業は経済産業省より委託を受けた株式会社パソナが実施するものです。